

再生可能エネルギーの固定価格買取制度
事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案に関するパブリックコメント
J E M A 提出意見

意見提出先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
意見案の公示日：2019年 2月 15日（金）
意見募集期間：2019年 2月 15日（金）～ 3月 16日（土）
JEMA意見提出日：2019年 3月 15日（金）

提出意見 （変更認定時の調達価格に変更されるケース）

【該当箇所】

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案 新旧対照表 p5
表3 変更認定時の年度の調達価格が適用されることになる事業計画の変更
太陽電池の変更 合計出力の3kW以上 若しくは 3%以上の増加 又は 20%以上の減少（ 3）

【意見内容】

FIT制度の趣旨から太陽電池の出力増加を制限する考え方に賛同いたします。

但し、調達価格の変更基準「出力合計3kW以上 若しくは 3%以上の増加」については、告示改正後の実態や、長期安定的な事業運営と適切な維持管理の観点から、ストリング内の一部モジュールの交換が必要となるケースに限定し、且つ、メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合、調達価格の変更を免除する運用を要望いたします。

<ケース例>

鳥が石を空中から落とし、太陽電池のガラスを破損する事例が顕在化しています。モジュール内部に水分が侵入し、著しく安全性を損なうことから交換処置が必要です。
（雷・獣の侵入による破損も同様）

【理由】

- ・太陽電池の交換が必要となるケースとして挙げた鳥害には有効な対策がなく、20年間の買取期間においては、交換が必要なモジュールの枚数も相当数に累積することが見込まれます。（参考1）
- ・技術開発努力により、近年の発電効率向上は目覚ましく、モジュール1枚あたりの出力は増加しています。他方、メーカーが、買取期間に亘って同一型式の在庫を保有することや、同一定格モジュールの製造を続けることは困難です。本改正によって破損モジュールを意図的に放置することも懸念されません。（参考2）
- ・直列接続の同一ストリング内の一部を交換した場合は、必ずしも交換モジュールの最大定格出力が得られるわけではないため、定格出力の増加分で「3kW以上・3%以上」を判断とすることは適切ではないと考えます。FIT制度の趣旨と適切な維持管理の観点で合理的なルール作りが必要です。（参考3）

（参考）

1. 鳥害事例：40MW級発電所（2017年運転開始）
約2年間で石などの打痕跡から鳥害と推定される150枚以上の割れが発生。
（後継機種、1枚20Wの出力増）
2. 発電効率向上例
単結晶：2014年（建設時）260W 2018年 280W 2019年 310W（前述1発電所の場合）
多結晶：2006年 200W 2012年 245W 2018年 275W
3. 同じ特性のモジュールで構成するストリングの最大出力はモジュール枚数の倍数となるが、直列接続されたストリングのモジュールには同じ電流値しか流すことができないため、交換前モジュールに制限され、交換モジュールの最大出力条件（最適動作）とは異なる。そのため、定格増加分を出力増加分と見做すことは適切ではない。

以上

問い合わせ先：JEMA新エネルギー部
TEL03-3556-5888